

広島県告示第八百六十号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成三十年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
山口整形外科病院	広島市安佐南区祇園二丁目一三番一〇号	平成三〇年一月一九日